消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
独立行政法人 国民生活センター
子どもを事故から守る! PROJECT
News Release

平成 24 年 7 月 27 日

# 首掛式の乳幼児用浮き輪を使用する際の注意について

首掛式の乳幼児用浮き輪を使用した際の事故の情報がありました。乳幼児から目を離さないようにするなど、使用の際に注意する点をお知らせします。

本年６月２日、東京都内の住宅で親と入浴中の生後４か月の乳児が、首掛式の乳幼児用浮き輪（以下「首浮き輪」と言います。）を使用している際に一時窒息し、救急搬送されました*1 （窒息の原因は不明）。

これ以外にも、日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会が、首浮き輪が外れて乳幼児が浴槽で溺れた２件の事例*1 を公表しているほか、東京消防庁も同様の事故情報*1 を公表しています。

いずれも保護者が少しの間、目を離したときに起きています。

＊1 事故の概要は、次々頁に掲載。

首浮き輪

写真提供：有限会社 FUNAZAWA（スイマーバ正規総輸入代理店）
注：首浮き輪は、「スイマーバうきわ首リング」以外の製品も販売されています。

独立行政法人国民生活センターは、首浮き輪の代表的な製品（商品名：スイマーバうきわ首リング）について、使用テストやウェブサイトでの販売店の表示の調査などを行いました（詳細は国民生活センター資料を参照）。このテストの結果から、製品について主に次の点を指摘しています。

・首浮き輪に空気が入っている場合、通常、顔が水中に沈んだり、首浮き輪が外れたりすることはなかったが、条件によってはあごが首浮き輪の穴へ下がることがある。
・首浮き輪の空気が少ない場合、首浮き輪が沈みやすくなる。さらにベルトを外すと、口や鼻が水に浸かったり、首浮き輪が外れたりすることがある。
・インターネットで当該製品を販売する事業者のウェブサイトの中には、入浴の際、保護者がシャンプーをするときに当該製品が重宝されているなどと掲載したものがある。

首浮き輪の使用中の事故を防止するために、当該製品を使用する際は、次のことに注意してください。

〇首浮き輪を使用する前には、製品の取扱説明書をよく読み、空気が少なくないか、ベルトが外れていないかなどを確認して、正しく使いましょう。

〇使用条件がお子様に合わないときは、使用しないでください。使用できる目安は生後 18 か月、かつ体重 11 kgまでですが、浮き輪にあごがのらない場合や、首と製品のすき間に大人の指２本分が入るゆとりがない場合は使用しないでください。*2

*2 「スイマーバうきわ首リング」の使用条件を掲載しています。他の製品については、それぞれの使用条件に従ってください。

〇使用している間は、お子様から目を離さないでください。保護者の方がお子様と一緒に入浴する際に、自分の髪を洗ったり、他の子どもを洗ったりするときは、目を離すことになるので、使用しないでください。

〇使用中、お子様に少しでも異変を感じたら、すぐに使用を中止してください。

〇製品に異常があると感じたら、販売店や製造・輸入事業者へ連絡してください。

なお、「スイマーバうきわ首リング」の正規総輸入代理店である有限会社 FUNAZAWA では、製品自体や製品に付けている「日本語公式ガイド」（取扱説明書）で、子どもの使用対象の月齢や条件、使用時の水深、空気漏れの確認などを警告表示しています。

〔首浮き輪の使用中の事故の概要*3 〕

①親が乳児（４か月）と幼児の３人で入浴した際、浴槽で首浮き輪を着けている乳児から少しの間目を離し、幼児の世話を行った。その後で乳児を見ると、顔面が蒼白で唇が紫色になっており、呼吸が停止していた。応急処置をしたところ、顔色と呼吸が回復し、その後救急搬送された。（平成 24 年６月２日発生）

②親が入浴時に、首浮き輪を乳児（６か月）に着けて浴槽に入れ、長くて２～３分間、目を離して気付くと、製品のベルトが外れ、乳児の顔が浮き輪から下がって鼻の下まで湯に浸かっていた。すぐに抱き上げて２回水を吐かせた後、救急搬送した。入浴時にはいつも首浮き輪を使用しており、製品の上下２か所にあるベルトのうち下１か所を留めていなかった。（平成 24 年２月１日発生）

③親が乳児（４か月）に首浮き輪を着けて浴槽に入れたら、首浮き輪の上にあった乳児のあごが下がった状態となったため、あごを首浮き輪の穴から上に上げた。その後、親が１～２分ほどの間、シャワーで自分の髪を濡らし浴槽内を見ると、首浮き輪が外れて乳児がうつぶせで浮いていた。すぐに乳児を抱き上げて手当をすると、咳をして泣き出した。事故後に首浮き輪を水に浸すとわずかに空気が漏れた。（平成 24 年３月 28 日発生）

④親が乳児（１か月）に首浮き輪を着けて浴槽に入れていた際、１分足らずの間、目を離すと、乳児が首浮き輪から外れて溺れていた。すぐに抱き上げて背中を叩くと水を吐き、泣き出した。（平成 24 年７月４日発生）

＊3 これらの事故の概要は、消費者庁が直接確認したものではなく、①については消費者事故等として通知された情報、また、②及び③については「日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会 Injury Alert（傷害注意速報）」に掲載された情報、④については東京消防庁が公表した情報等の内容に基づいて記述しています。

さらに、乳幼児用の浮き輪に関して消費者庁は、プールで使用する「足入れ式浮き輪」をお風呂では絶対に使わないよう呼びかけています。あわせてご注意をお願いします。

〔参考〕

首浮き輪の使用については、次のウェブサイトでも注意を呼び掛けています。

○東京都がお知らせする危害・危険情報
「お風呂で「首輪型の浮き輪」をさせて目を離してしまったら、呼吸停止。救急搬送！
～入浴中の乳幼児から目を離さないで～」
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/ukiwa.html

○東京消防庁「乳幼児の溺れや窒息に注意！ ～首輪型の浮き輪で救急搬送される事故が発生しています～」
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kouhouka/pdf/240711.pdf

○スイマーバ ジャパン（有限会社 FUNAZAWA）
首浮き輪の注意事項「スイマーバでお子様の一人遊びは出来ません！」
http://www.swimava.jp/warning.html

また、足入れ式浮き輪の使用については、次のウェブサイトでも注意を呼び掛けています。

○消費者庁「『子ども安全メール from 消費者庁』 2010年10月28日 Vol.7 『 パンツ型シートの付いた浮き輪を浴槽で使わないで！』」
http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20101028.php

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者安全課　滝
TEL：03(3507)9201（直通）
FAX：03(3507)9290
H P：http://www.caa.go.jp/